

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年12月22日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆平成23年度税制改正大綱について◆

12月16日に公表された「平成23年度税制改正大綱」のうち、企業年金に関連する主な内容について、以下のとおりご連絡いたします。

税制改正大綱の決定を受け、年明けの通常国会に税制改正関連法案が提出されることとなります。

- 特別法人税の課税停止措置の延長
退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置の適用期限を3年延長する。
- 退職所得課税の見直し
 - 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し
役員等としての勤続年数が5年以下の役員等が、当該年数に対応する支払いとして受けるものに係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。併せて、源泉徴収票の記載事項及び様式について所要の措置を実施する。
(注) 平成24年分以後の所得税について適用する。個人住民税は平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用する。
 - 退職所得に係る10%税額控除の見直し<地方税>
個人住民税の10%税額控除を廃止する。
(注) 平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用する。



○ 成年扶養控除の対象の見直し

以下の場合には引続き成年扶養控除が適用される。

①障害者、高齢者、学生等の特定成年扶養親族の場合

②合計所得金額が 400 万円以下の納税者の成年扶養親族の場合

上記①、②以外の成年扶養親族については、合計所得金額 400 万円を境目として税負担が急増しないよう、調整措置を講じる。併せて、扶養親族等申告書並びに源泉徴収票の記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を実施する。

(注) 平成 24 年分以後の所得税について適用する。

○ その他

■更正の請求期間の延長

納税者が申告した税額の減額を求める「更正の請求」の期間を、現行 1 年から 5 年に延長する。併せて、税当局が増額更正できる期間を、現行 3 年から 5 年に延長する。

■法定調書の光ディスク等による提出

源泉徴収票等の支払調書は、ある条件※に当てはまる場合、光ディスク等による提出または e-Tax を使用して送付することを義務化する。

※ 前々年の提出枚数が 1,000 枚以上

(注) 平成 26 年 1 月 1 日以後提出分より適用。

■年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が 400 万円以下、かつ、当該年金以外の他の所得の金額が 20 万円以下の者について、確定申告不要制度を創設する。

(注) 平成 23 年分以後の所得税について適用する。

■人的控除の追加

公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、人的控除の対象に寡婦（寡夫）を追加する。

(注) 平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われる公的年金等について適用する。

■還付申告書の提出期間の変更

申告義務のある者の還付申告書について、確定申告書の提出期間（2 月 16 日から 3 月 15 日）に先行して、1 月 1 日からの提出を可能とする。

(注) 平成 23 年分以後の所得税について適用する。



○ 今後の検討事項

■ 適格退職年金制度の廃止に向けた取組み

未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金制度について、円滑な移行促進策を検討する。

また、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度への移行が困難な適格退職年金制度（受給者のみの制度）について、適格年金制度廃止後も税制上の措置を継続適用する措置を講ずる。

■ 社会保障・税に関わる番号制度の導入

「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」での議論と併せ、①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化、④法定調書への正確な番号記載の確保策、⑤税務情報についてのプライバシー保護の徹底策等の課題について積極的に検討を行う。

税制改正大綱は、財務省のホームページ（税制）に掲載されております。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei.htm>

以上

